

## 市立函館博物館が保管するアイヌの人々の遺骨等の取扱方針

### 1 基本の方針

市立函館博物館では、現在、寄贈や発掘調査等により北海道、千島等から出土し、または出土地域が不明であるアイヌ遺骨および当該遺骨と一对一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している。

アイヌ遺骨等については、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国際連合総会第 61 会期平成 19 年 9 月 13 日採択（国連文書 A/RES/61/295 附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成 25 年 6 月 14 日アイヌ政策推進会議政策推進作業部会報告）、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成 26 年 6 月 20 日閣副第 363 号、26 文科振第 126 号）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成 30 年 12 月閣副第 831 号、30 文科振第 336 号、国北総第 91 号）および「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和 4 年 7 月 15 日 4 文庁第 1600 号）を考慮し、また、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、アイヌの人々にアイヌ遺骨等を返還することおよびアイヌの人々による尊厳ある慰靈を実現することを基本的な考え方とする。

なお、今後、函館市内で発掘調査により発見された場合のアイヌ遺骨等の取扱方針については、本取扱方針に準じて定めることとする。

### 2 情報の周知

市立函館博物館が保管するアイヌ遺骨等の情報については、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、函館市のホームページにおいて 1 か月間公表する。

なお、当該情報の周知に当たっては、関係する地方自治体および法人に対して、必要に応じて協力を求める。

### 3 出土地域が明らかなアイヌ遺骨等の地域返還手続き

上記 2 の情報の周知を行った後、出土地域に居住または縁のあるアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）に、発掘・発見された出土地域が明らかであるアイヌ遺骨等（以下「出土地域特定遺骨等」という。）を地域返還するための手続は、以下によることとする。

#### （1）地域返還の申請

出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、市立函館博物館を受付

窓口として、別記様式1により申請するものとする。

(2) 地域返還対象団体の確認

ア 上記(1)の申請を受理した場合は、出土地域特定遺骨等に関する情報および申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案して、申請者が当該出土地域特定遺骨等の返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体（以下「地域返還対象団体」という。）であるか確認する。

イ 上記アの確認前に、同一の出土地域特定遺骨等に対して複数の団体から申請があった場合、必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、地域返還対象団体を確認するものとする。

ウ 申請者が地域返還対象団体であると確認することができた場合には、地域返還の申請があった旨をホームページ等で周知し、当該申請に係る反対意見等を受け付ける。反対意見等の提出は、別記様式2によるものとする。

エ 上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、その周知を開始した日から1か月を経過した日または上記2の情報の周知を開始した日から3か月を経過した日のうち、いずれか遅い日とする。

オ 反対意見等があった場合には、その旨を申請者に通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者および反対意見等を提出した者（以下「申請者等」という。）に対し、当事者間ににおける話し合いおよびその結果の報告を求めるものとする。

話し合いの結果等により、申請者以外の者が地域返還を申請することとなった場合には、改めて上記の手続を執るものとする。

カ 上記アにおいて申請者が地域返還対象団体であるとの確認ができなかつた場合または上記オの話し合いの結果等を勘案しても、地域返還対象団体を確認することができなかつた場合には、その旨を申請者等に通知する。

(3) 地域返還の実施

ア 上記(2)により、地域返還対象団体を確認した場合には、当該団体にその旨を通知し、当該団体と協議の上、当該遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所および方法等を決定することとする。

イ 地域返還対象団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。

ウ 上記イの合意に基づき、地域返還対象団体に、当該遺骨等の地域返還を行うこととする。なお、地域返還を行うに当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配慮する。

エ 出土地域特定遺骨等の地域返還に係る移動に際し発生する費用について

ては、函館市教育委員会が負担する。

#### 4 保管の継続または慰霊施設への保管

次のいずれかに該当するアイヌ遺骨等については、市立函館博物館において保管の継続、または国と協議の上、国が北海道白老郡白老町に整備した民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊および管理のための施設に保管することとする。

- (1) 上記2の情報の周知から3か月間、上記3(1)の地域返還の申請がなかつた場合
- (2) 出土地域特定遺骨等の地域返還の申請があったものの、上記3(2)において地域返還対象団体の確認に至らなかった場合
- (3) 個人および出土地域が特定できないアイヌ遺骨等